# 平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業) 研究報告書

# 医療施設と介護保険施設におけるアドバンスケアプランニングの現状と課題 -施設長調査の二次解析より-

研究代表者:田宮菜奈子 筑波大学医学医療系 教授

研究協力者: 宮田澄子 筑波大学医学医療系 客員研究員

介護老人保健施設ごぎょうの里 施設長

研究協力者:小竹理奈 筑波大学医学群医学類

研究協力者:羽成恭子 筑波大学大学院人間総合科学研究科疾患制御医学

## 研究要旨

平成 29 年の「人生の最終段階における医療に関する意識調査」の施設長対象調査部分の二次解析から、病院と介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設)における現状と課題を考察した。

病院では、人生の最終段階における患者・家族とともに考えていく ACP (アドバンスケアプランニング)の実践を行っていると答えた施設長は 24.7%で、介護保険施設 36.3%に比して少なかった。介護保険施設では介護報酬として、看取り介護加算 (2006 年)、ターミナルケア加算 (2009 年) が認められている。緩和的医療と療養や生活についての家族とのカンファレンス、評価、プラン作成とケアの提供を通して、ACP の萌芽的な取り組みはすでに行っているため、ACP を実践していると答えたことが考えられる。

しかし、いずれにしても、ACPの実践を行っているのは双方、いまだ低率である。ACPの取り組みは始まったばかりであり、これからアプローチを重ね、介護保険施設は困難例に対する専門性や倫理的な問題に対するチーム形成を行うことが課題である。

## A. 研究目的

 査」では、さらに介護老人保健施設が施設長調査に追加された。<sup>2</sup>

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の2施設は、介護保険制度開始以前が高齢者ケアを担ってきた施設で、介護者人保健施設は2006年より「看取り介護者人保健施設は2009年より「多人保健施設は2009年よび創設され、介護老人保健施設は2009年より高設され、介護者のののでは、の合意のもと、の合意のでは、の合意のが緩和が、の合意のが緩和が、の合意のでは、を取り、の合意のでは、の合意のでは、のでは、を取り、の合意のでは、を取り、の合意のでは、を取り、の合意のでは、を取り、の合意のでは、の合意のでは、の合意のでは、を取り、の合意を行った。調査を行った。調査を行った。調査を行った。

「ACPとは、今後の医療・療養について患者・家族等と医療従事者があことである。 ・家族等と医療従事者があことである。 ・家族等と医療であるとである。 ・まる自発的なプロセスのことがあるに見直され、ないに見直されることがのない。 ・な人ないで共有には次のがいまる。 ・は次のがもといる。 ・は次のがや思されるには次のがやきまれる。 をの理解・医療や療しと定義されている。 をの理解・医療や療しと定義されている。 をの理解・医療や療しと定義されている。 をの提供体制等」と定義されている。 をの提供体制等」とによる全国規模の ACP の にはない。 をのまで明らかにはないない。

本研究は、平成29年度の同調査データをもとに、人生の最終段階となった患者等(利用者も含む)の利用頻度が高い病院と介護保険施設(介護老人福祉施設と介護老人保健施設)における医療と療養の現況と相違点を検討すること、また導入段階の ACP の課題を提示することを目的とした。

#### B. 研究方法

本研究は 2017 年 12 月に厚生労働省により実施された無記名式自記式アンケート調査「人生の最終段階における医療に関する意識調査」の二次解析である。施設長票は、病院施設長 1500 人、診療所施設長 1500 人、介護老人福祉施設 1000 人、介護老人保健施設 1000 人に郵便配布され、郵便回収された。

厚生労働省より回答結果は施設名等の匿名化・同定されない形式で研究班に供与された。無回答などにより情報が欠損している回答は、解析対象から除外した。解析は Stata 15 を使用し、2 群間比較は  $\chi^2$  検定を行い、p<0.05 を有意差ありとした。

倫理的配慮として、厚生労働省からの データ二次利用に関しては、筑波大学倫 理審査委員会の審査による承認ののち、 解析を行った。

### C. 研究結果

回収率は30.3% (1517/5000) で、施設数の内訳は病院406、診療所338、介護老人福祉施設406、介護老人保健施設367であった。<sup>2</sup>

フェースシートから施設長が有する資格 (複数回答)の上位2つは、病院施設長 は医師87.9%、なし4.4%、診療所施設長 は医師78.4%、ケアマネージャー6.5%で あった。介護老人福祉施設ではケアマネ ージャー51.2%、介護福祉士36.2%、介 護老人保健施設では医師62.4%、ケアマネージャー19.6%であった。<sup>2</sup>介護老人福 祉施設以外では施設長の多くは医師であった。

患者・家族等と施設職員との話し合い の実施状況は、平成30年3月の「人生 の最終段階における医療に関する意識調 査 報告書」2より、病院では十分行われ ている 32.3%、介護老人福祉施設では 51.5%、介護老人保健施設では 48.0%であ った。診療所では十分行われているは 10.9%にとどまり、人生の最終段階の患者 がいないので機会がないが最も多く 37.9%であった。(機会がないは、病院 3.7%、 介護老人福祉施設 1.0%、介護老人保健施 ガイドラインの利用状況で、 設 1.6%) 「人生の最終段階の患者に関わっていな い」という回答に着目すると、病院 7.1%. 診療所 43.5%、介護老人福祉施設 5.6%、 介護老人保健施設 10.9%で有意 (p<0.001) に関わっていないが診療所で多かった。 そのため本研究では、臨床機 (表 1) 会の少ない診療所を除外した、病院と介 護保険施設(介護老人福祉施設と介護老 人保健施設)で比較検討を行った。

表2に病院と介護保険施設の現状の比較を示す。患者や家族等と施設関係者が集まって十分な話合いをしているか(問1)については、介護保険施設が有意に多かった(p<0.001)。話し合いの際の説明と資料の準備に関して(問6)は、介護保険施設では独自に作成した資料を使用していた(p<0.001)が、病院では説明はするが理解を促すような資料は準備していなかった(p<0.001)。

話し合いをするタイミング(問2)は、

治療困難な病気と診断されたとき、すなわち病状が顕性化し診断されたときに病院で有意に行われていた(p=0.03)。積極的な治療から方針を変えるとき、病気が進行して死が近づいたとき、患者家族から医療について相談があるときには有意差はなく、病状と関係なく自施設利用が始まるときは介護施設で有意に話し合いがもたれていた。(p<0.001)

最終段階での医療等について、本人の 意思表示ができるうちに表明してもらう 事前指示も、施設方針として聞くが、介 護保険施設では有意に多かった(問3) (p<0.001)。(表2)

医療・ケアの質に係る研修は、介護保険施設の施設長の方が有意に参加させていた(問8)(p=0.25)。(表 2)研修の内容は、病院ではがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修64.0%、施設内で独自に実施している研修26.7%、患者の意思を算重した意思決定のための研修会(厚生労働省)24,7%であった。介護福祉施設とている研修が最多で、各73.2%、58.1%、厚生労働省の研修とは異なる人生の最終段階の意思決定支援に係る研修が47.8%、41.9%で、厚生労働省の研修は、9.6%、16.3%と低調であった。(問8-1)²

多職種間の情報共有について、日々のミーティングで共有している、記録に残して共有しているという質問では、両方とも、介護保険施設で有意に多かった(問9) (p<0.001)。(表 2)

病院の方が有意だったのは、倫理委員会やコンサルテーションチームの設置が多い(問5)(p<0.001)、スタッフの支援を専門の職員配置をして行っていることであった(問13)(p<0.001)。(表 2)

ACP の体制作りは開始されたばかりではあるが、ACP の実践については、介護保険施設が病院より、有意に多く行っていた(問7)(p<0.001)。それぞれの実践割合は、介護老人保険施設 36.3%、病院24.7%と、それほど高いわけではなかった。

## D. 考察

人生の最終段階における医療・療養に 関して、専門の人員配置や専門的な外部 研修は、病院で多く取り組みが行われて いた。しかしそれ以外は、介護保険施設 が有意に多く、病院における ACP の実践 ための仕組み作りはこれから始まる段階 にあると考えられた。一方介護保険施設 では、今回の調査からは、ACPの実践が有 意に多く行われていた。介護保険施設の 方が人生の最終段階の時期にある利用者 が多く存在し、看取り介護加算やターミ ナルケア加算の要件を満たし、そのケア プランを実施すること自体が、ACP の実践 につながったのではないかと考えられた。 また、介護保険施設の方が有意に、事前 指示も利用しながら、患者家族等が施設 関係者と十分話し合い、多職種間での情 報共有や日々のミーティングを行ってい

介護保険施設の課題として、倫理委員 会やコンサルテーションチームの設置が 急務と考えられる。2018年の厚生労働省 のガイドライン解説<sup>3</sup>では、く合意が得ら れない場合、複数の専門家からなる話し 合いの場を別途設置し、医療・ケアチー ム以外のものを加えて、方針等について の検討及び助言を行うことが必要である。 >また、<第三者である専門家とは、例 えば医療倫理に精通した専門家や、国が 行う「本人の意思を尊重した意思決定の ための研修会」の修了者が想定されます が、本人の心身の状態や社会背景に応じ て、担当の医師や看護師以外の医療・介 護従事者によるカンファレンス等を活用 することも考えられます>という記載が ある。実際の現場、特に介護保険関係で は、応募して推薦や抽選が必要な「本人 の意思を尊重した意思決定のための研修 会」(厚生労働省)に参加することは大変 困難であるので、注の2番目にある、他 のチーム編成でのカンファレンス等の活 用が委員会相当という措置は検討すべき であると考える。近隣の介護保険施設や 病院と連携をとり、合意が得られない場 合の専門家からなる委員会を相互に提供 しあうことも一つの解決方法と思われる。 しかし、ACP の実践を行っているという 回答は、病院 24.7%,介護保険施設 36.3% 程度と十分ではなく、国民も含めた啓蒙、 認識、実践は必要である。

今回の研究では、多くの診療所は人生 の最終段階の患者がいない、話す機会も ないという状況であったため、分析から 除外した。単科のクリニックが多く、在 宅療養診療所 8.6%、有床診療所 5%であ ったことが影響したものと思われた。次 回調査では、人生の最終段階にある患者 を日常的にみている診療所を一定数含む ような設計が必要である。また、診療所 を利用する患者は、自分の意思を伝えら れる可能性が、疾病が重篤になった病院 患者、要介護状態が進んだ介護保険施設 利用者に比して高いと考えられる。判断 力があるうちに事前指示の内容や ACP に ついて考えてみる場として、診療所の活 用も検討したい。

地域で望む生活とその終わりである死が 穏やかに迎えられるような社会の実現が 必要である。

#### E. 結論

今回の調査結果から、医療系施設では ACPの実践が始まったばかりで、多職種連 携で本人の人生の最終段階の生き方を尊 重しながら、対話を重ねてみている。 なアプローチが必要となっている。介 系の施設では、ACPの萌芽的なアプローチ はなされているが、医療や倫理の視点を はなされているが、医療や倫理の視点を 持ち、地域と連携しながら深めていくる 要性がある。地域で成熟した死を迎える ために、共同で課題をひとつひとつ解決 していく必要があると考える。

#### F. 健康危険情報

特記なし

## G. 研究発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録 なし

### 3. その他 なし

#### 参考文献

- 1. 終末期医療に関する意識調査等検討会報告書 平成 26 年 3 月 http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouh appyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/ 0000042774.pdf
- 2. 人生の最終段階における医療に関する 意識調査 報告書 平成 30 年 3 月 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/sa isyuiryo\_a\_h29.pdf
- 3. 人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン 解 説 編 http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouh appyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/ 0000197702.pdf

#### 謝辞:

本研究のデータ分析にあたり、筑波大学 理工学群社会工学類 経営工学主専攻4年 佐々木健佑さんのご協力に感謝いたしま す。

表 1 人生の最終段階に患者に関わっていないと回答した割合 (ガイドライン利用にあたって)

	yes	no
病院	28	365
(%)	7.12	92.88
診療所	137	178
(%)	43.49	56.51
介護老人福祉	21	354
(%)	5.6	94.4
介護老人保健	38	312
(%)	10.86	89.14

(χ²検定、p<0.001)

# 表 2 ACP 実施状況における病院と介護保険施設の比較(単解析分析)

	質問内容と選択肢			介護保険施	
				設 n (%)	2 +A
=m <del>**</del>			<b>☆☆</b>	(介護老人	χ <sup>°</sup> 検
		回答	病院 n(%)	福祉施設+	定
設問				介護老人保	p 値
番号				加護を入床   健施設)	
	**************************************	102112	101 (00 0)		(0.001
問 1	患者や家族等と施設関	十分行われている	131 (32.9)	385 (50.1)	<0.001
	係者(医師、看護師、	一応行われている	224 (56. 3)	325 (42. 3)	
	介護職員等)が集まって十分な話し合いをしているか	ほとんど行われてない	27 (6. 8)	38 (4. 9)	
		行ったことはない	1 (0. 3)	11 (1. 4)	
		機会がない	15 (3. 8)	10 (1. 3)	
問 2 患	治療困難な病気と診断 されたとき	yes	254 (63. 8)	423 (54. 7)	0. 003
│者・家族等│ │との話し├		no	144 (36. 2)	350 (45. 3)	
合いをい	治療方針が大きく変わ ったとき	yes	224 (56. 3)	421 (54. 5)	0. 554
つ行って		no	174 (43. 7)	352 (45. 5)	
いるか	病気が進行し死が近づ いているとき	yes	316 (79. 4)	622 (80. 5)	0. 664
		no	82 (20. 6)	151 (19. 5)	
	患者家族等から医療に ついて相談があった	yes	192 (48. 2%)	403 (52. 1%)	0. 207
		no	206 (51. 8%)	370 (47. 9%)	
	病状と関係なく自施設 利用が開始	yes	107 (26. 8)	354 (45. 8)	<0.001
		no	291 (73. 1)	419 (54. 2)	
問 3	事前指示の使用	施設方針として用いる	85 (21. 5)	330 (42. 9)	<0.001
		方針はないが用いるこ	111 (28. 1)	112 (14. 6)	
		ともある			
		用いていない	199 (50. 4)	327 (42. 5)	
I -	治療困難な病気と診断	yes	158 (39. 9)	189 (24. 5)	<0.001
用中に意	されたとき	no	238 (60. 1)	582 (75. 5)	
思決定が	治療方針が大きく変わ	yes	143 (36. 1)	196 (25. 4)	<0.001

でキかり	ったしき	l no	252 (62 0)	575 (74 G)	1
できなく なる場合	ったとき	no	253 (63. 9)	575 (74. 6)	(0.001
に備え、代	病気が進行し死が近づ	yes	220 (55. 6)	284 (36. 8)	<0.001
理意思決 理意思決 定者をい	いているとき	no	176 (44. 4)	487 (63. 2)	
	患者家族等から医療に	yes	151 (38. 1)	196 (25. 4)	<0.001
	ついて相談があった	no	245 (61. 9)	575 (74. 6)	
るか	病状と関係なく自施設	yes	141 (35. 6)	523 (67. 8)	<0.001
	利用が開始	no	255 (64. 4)	248 (32. 2)	
問 5	倫理委員会やコンサル	yes	137 (34. 4)	261 (65. 6)	<0.001
	テーションチーム等が	no	69 (9. 0)	701 (91. 0)	1
	あるか				
問 6	患者・家族等に説明時	yes	78 (19. 7)	322 (42. 0)	<0.001
	に施設独自に作成した	no	319 (80. 4)	44 (58. 0)	
	資料を使用 患者・家族等に説明は		270 (68. 1)	355 (46. 3)	<0.001
	│ 思有・豕族寺に説明は │ するが資料は準備して	yes			(0.001
	いない	no	127 (32. 0)	412 (53. 7)	
問 8	職員の人生の最終段階	yes	150 (38. 3)	338 (45. 2)	0. 025
	の意思決定支援にかか	no	242 (61. 7)	410 (54. 8)	
	わる研修に参加				
問 9 本	記録に残して共有	yes	298 (75. 1)	665 (86. 3)	<0.001
人 家族等		no	99 (24. 9)	106 (13. 6)	
と話し合った情報、	日々のミーティングで	yes	134 (33. 0)	338 (43. 7)	<0.001
多職種の	共有	no	272 (67. 0)	435 (56. 3)	
関係者で	特に定めていない	yes	68 (17. 1)	43 (5. 6)	<0.001
共有して		no	329 (82. 9)	728 (94. 4)	
いる	人生の最終段階につい	yes	3 (0. 8)	33 (4. 3)	0. 001
	ては共有していない	no	394 (99. 2)	738 (95. 7)	
問 13	患者等が望む場所での	専門の職員配置	85 (21. 6)	50 (6. 6)	<0.001
	医療・療養を実現する	担当医師やケアチーム	105 (26. 7)	223 (29. 6)	1
	ための支援を行ってい	配置			
	るか	特に配置はないが大丈	157 (40. 0)	394 (52. 3)	1
		夫			
		支援は行っていない	22 (5. 6)	28 (3. 7)	
	_	どちらとも言えない	18 (4. 6)	42 (5. 6)	
問 7	人生の最終段階の患	yes	97 (24. 7)	276 (36. 3)	<0.001
	者・家族等に対して ACP	no	295 (75. 3)	484 (63. 7)	
	の実践をしているか				